

## カドミウム及びその化合物の排水基準の見直しについて

平成27年1月23日

水・大気環境課

## 【概要】

平成26年12月に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号。）が施行され、カドミウム及びその化合物の排水基準並びに地下水の浄化措置命令に関する基準が改正された。

排水基準の改正を受け、これと整合性を図るため今回「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和53年福島県条例第18号。以下「上乘せ条例」という。）」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号。以下「生環条例施行規則」という。）」を見直すものとする。

## 第1 法施行規則の改正について

## 1 今回の改正内容

## (1) 全国一律の濃度基準（以下「一律排水基準」という。）の変更

一律排水基準が0.1mg/Lから0.03mg/Lへ変更された。これは、平成23年10月に水質環境基準及び地下水環境基準（以下「環境基準」という。）が0.01mg/Lから0.003mg/Lへ変更されたことを受け、環境基準の維持・達成が図られることを前提としている。

また、表1のとおり今回新たに暫定排水基準が設定された。

## (2) 法施行規則第9条の3に規定する当該物質の地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準（以下「浄化基準」という。）の変更

浄化基準が0.01mg/Lから0.003mg/Lへ変更された。

【表1 カドミウム及びその化合物の改正省令における基準】 (mg/L)

一律排水基準		0.1→0.03
暫定排水基準	非鉄金属第1次及び第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）※	0.09 (平成29年11月30日まで)
	金属鋳業 ※	0.08 (平成28年11月30日まで)
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）※	0.1 (平成28年11月30日まで)
浄化基準		0.01→0.003

※非鉄金属第1次及び第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）、金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）（以下「暫定排水基準適用業種」という。）

## 第2 上乘せ条例に基づく排水基準の見直しについて

本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乘せ条例を制定し、項目、水域、業種及び排水量ごとに排水基準を設定し、特定事業場からの

排水水の排出を制限している。

公共用水域又は地下水を水源とする水道の水質保全を図る観点から、人の健康に係る物質（有害物質）について、「特別排水規制水域」又は「地下水水質保全特別区域（以下「特別水域等」という。）」に適用する排水基準（以下「特別排水基準」という。）とその他の水域に適用する排水基準を設定している。

## 1 特別排水基準について

### (1) 改正案

特別排水基準値について改正を行う。

特別排水基準 (mg/L)
<b>0.01 → 0.003</b>

### (2) 改正の理由

特別排水基準は法に基づく浄化基準を考慮し設定しており、現在カドミウム及びその化合物の特別排水基準は、法施行規則改正前の浄化基準と同値である 0.01mg/L としている。今回の法施行規則改正により、浄化基準が 0.003mg/L に変更されたため、これと整合性を図るため、上乗せ条例の改正を行うものである。

なお、現在のところ、特別水域等の指定はされていない。

## 2 その他の水域における排水基準

### (1) 改正案

その他の水域における排水基準について、表2のとおり施設の種類の改正を行う。

【表2 その他の水域におけるカドミウム及びその化合物の規制状況（改正案）】

施設の種類	A,C,E,F 水域		B 水域		D 水域		適用期間
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業に係る施設 (水質令別表第1の第62号に掲げるもの。亜鉛に係るものに限る。)			0.05 (日橋川に係るものに限る)			0.05	H29.11.30まで
水質令別表第1に掲げるその他の施設(金属鉱業及び溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。))			0.05 (日橋川に係るものに限る)		0.05		H28.11.30まで

※B 水域：阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C 水域を除く。）

D 水域：いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

(2) 改正の理由

現在、その他の水域におけるカドミウム及びその化合物の排水基準は、当該物質の水質汚濁の懸念のある B 水域及び D 水域において下記のとおり設定している。

【表 3 その他の水域におけるカドミウム及びその化合物の規制状況（現行）】

(mg/L)

施設の種類	B 水域		D 水域	
	日間平均	最大	日間平均	最大
非鉄金属製造業に係る施設（水質令別表第 1 の第 62 号に掲げるもの）	0.05 （日橋川に係るものに限る）			0.05
水質令別表第 1 に掲げるその他の施設	0.05 （日橋川に係るものに限る）		0.05	

法施行規則改正により、一律排水基準が 0.1mg/L から 0.03mg/L へ変更されたことにより、上乗せ条例より厳しい基準となった。しかし、暫定排水基準が適用される業種に関しては、適用期間内は現行の上乗せ条例よりも緩い基準となるため、現行の上乗せ条例の基準が引き続き適用されるよう施設の種類及び適用期間について改正を行う。

なお、暫定排水基準適用業種以外の業種の施設においては、一律排水基準（0.03mg/L）を適用することとする。

3 上乗せ条例の改正に伴う関係事業場への影響

現在、県内には特別水域等の指定はなく、その他の水域でもカドミウム及びその化合物について最も厳しい 0.03mg/L を超えて検出された事業場はないことから、関係事業場による対応（排水処施設の整備等）は不要と考えられる。

第 3 生環条例第 29 条第 1 項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて

1 生環条例に基づく排水基準

(1) 対象事業場等

本県では、公害の防止と生活環境の保全等の推進を目的として、平成 8 年に生環条例を制定し、法施行令別表 3 に掲げる特定事業場以外の 11 の業種及び施設を設置する工場・事業場を排水指定事業場として規定した。

また、排水指定事業場に対しては、生環条例に基づく排水基準（以下「排水指定事業場排水基準」という。）を定め、公共用水域への排水の排出等を制限している。

(2) 排水規制の水域の区分

排水指定事業場排水基準のうち、人の健康に係る物質（法定有害物質及び法定外有害物質）については、対象区域を「特別排水規制水域」又は「その他の水域」に区分し、「特別排水規制水域」においては、公共用水域を水源とする水道の水質保全のため、「その他の水域」における基準より厳しい排水指定事業場排水基準を設定している。

特別排水規制水域における排水指定事業場排水基準は浄化基準、その他の水域における排水指定事業場排水基準は一律排水基準に準じ設定している。

なお、現在のところ、特別排水規制水域は指定されていない。

## 2 生環条例施行規則における排水指定事業場排水基準

### (1) 改正案

「特別排水規制水域」及び「その他の水域」に係る排水指定事業場排水基準について表4のとおり改正をおこなう。

【表4 カドミウム及びその化合物の規制状況】 (mg/L)

一律排水基準 (省令)	排水指定事業場排水基準 (生還条例施行規則)
0.1 → 0.03 (平成26年12月)	特別排水規制水域：0.01 → <u>0.003</u> その他の水域：0.1 → <u>0.03</u> (改正案)

### (2) 改正の理由

現在、カドミウム及びその化合物の排水指定事業場排水基準は特別排水規制水域において、0.01mg/L、その他の水域において0.1mg/Lとしている。

今回の改正省令により、浄化基準が0.003mg/L、一律排水基準が0.03mg/Lに変更され、排水指定事業場排水基準が法施行令別表3に掲げる特定事業場の排水基準より緩い基準となってしまうため、生環条例施行規則の改正を行う。